

建築工事 中間・部分使用検査用シート（完成・部分完成検査には使用しない）

工事名：

令和 年 月 日作成

考 査 項 目		①一般監督員					②総括監督員					中間・部分使用検査					(中間・部分使用)評定点	③検査員																
		氏名		氏名			氏名		氏名			氏名		氏名																				
項目	細別	a	b	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	a	a'	b	b'	c	d	e	評価	(中・部) 令和 年 月 日	a	a'	b	b'	c	d	e	評価		
1. 施工体制	I 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																		点										
	II 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																		(中・部) 令和 年 月 日										
2. 施工状況	I 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10									+5.0	+2.5	0	-7.5	-15						点	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15				
	II 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0	+1.0	0	-7.5	-15													(中・部) 令和 年 月 日										
	III 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0	+1.5	0	-7.5	-15													点										
	IV 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																		(中・部) 令和 年 月 日										
3. 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0									+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20						点	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	II 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0									+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12	-25						(中・部) 令和 年 月 日	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12	-25
	III 出来ばえ														+5.0	+2.5	0	-5.0							点	+5.0	+2.5	0	-5.0					
4. 工事特性	I 施工条件等への対応(※2)						0																	中間・部分使用検査が6回以上の場合										
5. 創意工夫	I 創意工夫等(※3)	0																					平均 点											
6. 社会性等	I 地域への貢献等(※)						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0																							
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		点					点					点						点																
評 定 点 (※1)		① 点					② 点					点					③ 点	④ 点																
評定点計(※5)		点																																
7. 法令遵守等(※6)		点					法令遵守等の該当事由																											
評 定 点 合 計 (※7)		点																																
所 見		一般監督員					総括監督員					検査員																						

- ※1 65点+加減点合計(1+2+3+4+5+6)とする。各評定点(①~④)は小数第1位まで記入する。
- ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、激しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に関しては、一般監督員から報告を受けて総括監督員が評価するものとする。
- ※3 創意工夫等は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
- ※4 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。
- ※5 既済部分(中間)検査があった場合：(①点X0.4+②点X0.2+③点X0.2+④点X0.2) = 点 だし、※③(既済、中間)が2回以上の場合には平均値
- ※6 法令遵守等は減点評価のみとし評価は、総括監督員又は検査員が完成検査時に行う。
- ※7 評定合計は、小数第1位の四捨五入により整数とする。
- ※8 所見欄には、評定結果の概要を記載する。
- ※9 各検査項目ごとの採点は、別紙1~3検査項目別運用表によるものとし、検査員の評価に先立ち、一般監督員、総括監督員が行う。